

事務連絡
令和7年9月16日

事業主 各位
加入者 各位

仙台卸商健康保険組合

19歳以上23歳未満の被扶養者(配偶者は除く)に係る認定について(お知らせ)

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は当組合の事業運営に対し、格別のご協力を賜り御礼申し上げます。

さて、特定扶養控除の要件の見直し等が行われたことを踏まえ、令和7年10月1日より19歳以上23歳未満の被扶養者の認定要件のうち、被扶養者として認定可能な年収額が変更されます。

変更に伴い、他の条件の被扶養者になれる収入額もあわせて、下記の通りお知らせ致しますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

なお、健康保険法上の収入額は、税法上の定義とは異なり、「課税・非課税を問わず受け取る現金、現物収入(交通費等)のすべて」となっております。ご留意願います。

敬具

記

被扶養者になれる収入額(令和7年10月1日から適用)

19歳以上23歳未満【変更あり】

・ 150万円未満/年 125,000円未満/月(目安)

・但し、被保険者の配偶者(事実婚含む)を除きます。また学生は要件ではありません。

上記以外の60歳未満【変更なし】

・130万円未満/年 108,334円未満/月(目安)

60歳以上・障害年金受給者【変更なし】

・180万円未満/年 150,000円未満/月(目安)

上記の条件に加え、世帯関係及び仕送り額について【変更なし】

・被保険者と被扶養者が同居の場合:被扶養者の年収が被保険者の年収の1/2未満

・被保険者と被扶養者が別居の場合:被保険者からの仕送額が被扶養者の収入以上

以上